

平成26年5月9日

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」  
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成26年4月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する事象の平成26年4月分として下記のとおり連絡があった。

本事象については、立入調査を実施し、発生状況等について北陸電力から聴取している。

記

志賀原子力発電所2号機 原子炉建屋内における水の漏えいについて

定期検査中の志賀原子力発電所2号機において、平成26年4月15日、燃料プールの冷却浄化系にある弁の開閉試験を行ったところ、隣接する分解点検中の弁の開口部から水が漏えいした。直ちに開閉試験を行った弁を閉めたため、漏えいは止まった。

漏れた水の量は約54リットルで、放射エネルギーは649ベクレル(法令基準370万ベクレル)であり、外部への放射能の影響はなかった。

水が漏れた際、水が作業員1名の両足膝下の作業服及び作業靴に若干かかったが、身体に汚染がないことを確認した。

原因は、弁の開閉試験時に水漏れを想定しあらかじめ水抜き等の対策を行っていたが、予想よりも多量の水が配管内に存在したことから、開口部から水の漏えいがあったもの。

北陸電力では、今後、作業を行う際には多量の水漏れの可能性を十分認識し、弁の開閉試験等を行う際には水が漏えいしないよう開口部をふさぐことなどに留意していくとしている。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

原子力安全対策室

県庁内線 4310

直 通 076(225)1465